



令和5年度共同募金(令和6年度事業使用分) 地域福祉活動公募助成事業実施要領

社会福祉法人青森県共同募金会

1 目的

本事業は、地域の身近な福祉課題の解決に取り組む団体等が実施する「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」活動に必要な事業経費の支援を行うことにより、地域福祉の推進を図る。

2 助成対象及び助成額

(1) 助成対象団体

地域福祉向上を目的に活動している福祉関係団体、ボランティア団体及び社会福祉施設

(2) 助成対象事業

令和6年度に実施される次の事業を対象とする。

ア 「安心・安全のまちづくり」を目的とする事業

イ 「地域における社会的孤立」などの「地域の福祉課題」の解決を目的とする事業

ウ 社会福祉施設の機能を活用した施設独自の事業

(3) 助成額

ア 予算枠 300 万円の範囲内で助成する。

イ 助成額は1団体・法人につき 50 万円を上限とし、総事業費の 75%以内とする。

なお、申請額は万円単位とする。

3 助成対象外事業・団体について

次に該当する事業・団体は、共同募金の助成対象外とする。

(1) 国又は地方公共団体が設置又は経営し、もしくはその責任に属するとみなされる事業・団体

(2) 対象が政治、宗教、特定の団体等の関係者に限定し、一般に開放せず当該団体等の構成員の互助共済を主たる目的とする事業等、社会福祉的性格が明らかでない事業・団体

(3) 経営の基礎、管理の状況等が不十分で、地域の寄付者から信頼されていない事業・団体

(4) 社会福祉を目的としても、政治、宗教、特定の団体等の運動の手段として行う事業

(5) 介護保険法・障害者総合支援法に基づく事業(ただし、障がい者の就労支援のための事業は助成対象とする。)

(6) その名称の如何に関わらず、営利を目的として行っているとみなされる事業

(7) 助成による効果が期待できない事業及び助成金以外の収入が期待され、これによって実施することが適当と認められる事業

(8) 当該年度において、共同募金との重複感を与えるような寄付金の公募を実施し、又は実施しようとする団体

(9) 国、地方公共団体、公益財団法人 J K A、公益財団法人日本財団及び公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団の補助を受けて実施する事業

4 募集期間

令和5年4月17日（月）～5月19日（金）

5 助成の手続き

(1) 申請書の受付及び提出書類

助成金の交付を受けようとする法人・団体は、次の書類を団体の所在する市町村共同募金委員会を経由し、本会まで提出するものとする。

ア 共同募金助成事業申請書（様式第1号・Aの1）（※1）

イ 定款又は会則等

ウ 当年度事業計画書・収支予算書

エ 前年度事業報告書・収支決算書（※2）

オ 実施事業の見積書、製品カタログ

カ その他本会が特に必要とする関係書類

（※1）申請書（ア）は、本会ホームページからダウンロードできます。

（http://akaihane-aomori.or.jp/subsidy/subsidy_akaihane.html）

（※2）申請時点で令和4年度事業報告及び決算の承認が取れていない団体は、

令和3年度の事業報告書・決算書を提出。（決算承認後、当該書類を提出すること）

(2) 助成決定

助成決定については、申請内容を審査のうえ、助成計画に基づき、令和6年3月開催の理事会及び評議員会において助成の可否及び助成額を決定した後、申請した者に通知する。

(3) 助成金の交付請求

助成決定した法人・団体が、助成金の交付を受けようとするときは、「助成金交付請求書」を本会まで提出するものとする。また、助成金は、共同募金助成金交付請求書の内容が適正であることを確認のうえ、本会から当該法人等の指定する口座に送金するものとする。

(4) 完了報告

助成事業が完了したときは、「社会福祉法人青森県共同募金会助成要綱」第13条に基づき、事業完了報告書（様式第3号）を本会に提出するものとする。

（提出期限：事業実施年度終了後3か月以内）

6 留意事項

(1) 事業予算枠を超える助成申請があった場合は、助成申請団体の財務状況等を勘案して、財務規模の小さい団体を優先する場合がある。

(2) 募金総額と申請総額の調整等により、助成率が下がる場合がある。

(3) 助成申請は1団体につき1事業とする。

(4) 市町村などの小地域単位で活動する団体（町内会等を含む）が実施する事業に対する助成については、原則として、別に定める地域助成事業実施要領により行うものとする。

(5) 助成申請者は必要に応じて、配分委員会開催時に申請事業の内容を説明しなければならない。

(6) その他、本要領に定めのない事項については、「社会福祉法人青森県共同募金会助成要綱」によるものとする。

附則

この要領は令和5年4月1日より施行する。